

## 筑西市と茨城県行政書士会との「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により筑西市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、本会の県西支部が窓口となり、本会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

### 記

#### ○ 筑西市との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日：令和2年9月18日
- 2 協定締結の状況

筑西市役所において、須藤 茂市長と国井 豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

#### 出席者 筑西市側

須藤 茂市長、  
熊坂仁志市民生活部長、  
渡邊千和市民生活部次長、  
青木 徹消防防災課長 ほか

#### 本会側

国井 豊会長、飯塚富雄副会長、  
増戸美幸県西支部長、  
新井 毅県西副支部長、  
水柿勝彦県西副支部長、  
小島信一県西副支部長

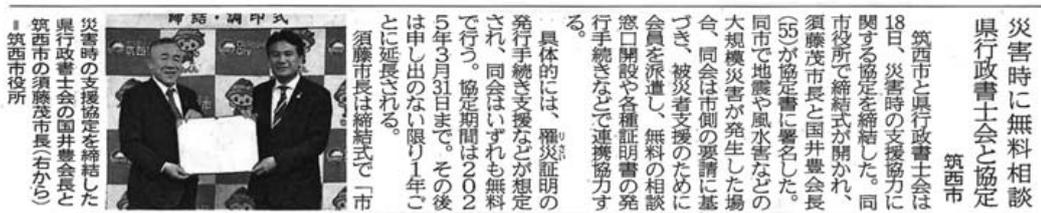
#### ○ 災害協定の主な内容

本会は、市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために町が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県西支部を経由して行う。

#### ○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体 (27市町村)

北茨城市 (H24年7月)、水戸市 (H26年5月)、行方市 (H26年7月)、日立市 (H26年8月)、東海村 (H26年8月)、常陸太田市 (H26年10月)、那珂市 (H26年10月)、城里町 (H27年4月)、つくば市 (H27年7月)、潮来市 (H27年11月)、龍ヶ崎市 (H27年11月)、鉾田市 (H27年12月)、神栖市 (H27年12月)、鹿嶋市 (H28年1月)、かすみがうら市 (H28年2月)、笠間市 (H28年2月)、境 町 (H28年9月)、守谷市 (H28年11月)、牛久市 (H29年4月)、常総市 (H29年4月)、利根町 (H30年3月)、下妻市 (H30年7月)、つくばみらい市 (H30年8月)、稲敷市 (H31年1月)、阿見町 (H31年2月)、高萩市 (H31年3月)、結城市 (R2年7月)



令和2年9月22日 茨城新聞

災害時に無料相談 県行政書士会と協定 筑西市

筑西市と県行政書士会は18日、災害時の支援協力に関する協定を締結した。同市役所で締結式が開かれ、須藤茂市長と国井豊会長(35)が協定書に署名した。同市で地震や風水害などの大規模災害が発生した場合、同会は市側の要請に基づき、被災者支援のために会員を派遣し、無料の相談窓口開設や各種証明書の発行手続きなどで連携協力する。

具体的には、罹災証明の発行手続き支援などが想定され、同会はいずれも無料で行う。協定期間は2025年3月31日まで。その後は申し出のない限り1年ごとに延長される。

須藤市長は締結式で「市にとって心強い。非常に良い条件を出していただきありがとうございます」と話した。同会は東日本大震災を機に、県内28市町村と同様の協定を結んでいる。

災害時における支援協力に関する協定

筑西市（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、筑西市の区域内（以下「市内」という。）で地震、暴風、洪水その他の原因による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士による支援業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に筑西市災害対策本部を設置し、かつ、市内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務（以下「協力業務」という。）は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに当該業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設及び運営
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか被災者支援のために甲が必要と認める業務

（要請の手続き等）

- 第4条 第2条の要請は、災害協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。
- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに災害協力要請書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲及び乙は、協力業務に支障が生じないよう、連絡体制、連絡手段等について連絡担当者届（様式第2号）により平常時から連絡調整を努めるものとする。
- 4 前3項の規定に基づき手続及び連絡調整は、原則として乙の東西支部を經由して行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、実施した協力業務の件数、対象者、相談内容等について、甲から求められたときは、協力業務報告書（様式第3号）により報告するものとする。この場合において、当該報告は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲において行うものとする。

（費用の負担）

第6条 協力業務の実施に関し必要となる人件費その他の経費は、乙の負担とする。

（相談者の負担）

第7条 協力業務における相談等に係る料金は無料とする。

（災害の補償）

第8条 協力業務の実施において生じた事故、損害その他の賠償等については乙の責任で行い、甲はその責を負わない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

（有効期間）

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。
- 2 前項の期間が満了する日の1月前までに甲又は乙による更新を希望しない旨の文書による意思表示がないときは、この協定を当該満了の日の翌日から1年間、同一の内容により更新するものとし、当該更新した期間が満了するときは以後も同様とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、この協定の有効期間内であっても、甲及び乙が合意したときは、この協定を廃止することができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年9月18日

甲 茨城県筑西市丙360番地

筑西市長 須藤 茂



乙 水戸市笠原町978番地25 茨城県開業公社ビル5階  
茨城県行政書士会

会長 園井 豊